



# 水産業販路拡大等支援補助金

## 実施要領



延岡市 農林水産部 水産課



# 目次

1. 事業の目的 . . . . . 1
2. 補助対象者 . . . . . 1
3. 補助の対象となる事業及び経費 . . . . . 1
4. 補助金額と補助率 . . . . . 2
5. 申請時に提出する書類 . . . . . 3
6. 実績報告時に提出する書類 . . . . . 3
7. 注意事項等 . . . . . 3
  - 「のべおかのさかな」ロゴについて . . . . . 4
8. 申請から補助金交付までの概要 . . . . . 5
9. 補助事業の申請から請求までに必要な書類等 . . . 6
  - ① 申請時の手順 . . . . . 6
  - ② 実績報告時の手順 . . . . . 9
  - ③ 補助金請求時の手順 . . . . . 13
10. 補助金の振込について . . . . . 15

「水産業販路拡大等支援補助金」については、下記の要領により申請を行ってください。

### 1. 事業の目的

本市水産関連産業は東九州有数の漁獲量を誇り、県認証のブランド魚や10種類以上にも上るプライベートブランド魚、地域水産資源を生かした多種多様な加工品の存在など、非常に大きなポテンシャルを有しているものの、販売チャネルの固定化等により、その魅力を十分に引き出せていない状況にあります。したがって、より高価格帯で取引可能な新規顧客の獲得や、新製品開発等による高付加価値化等の企業活動を促進し、事業者の所得向上と将来にわたる持続可能な経営展開に繋げていくことを目的に「水産業販路拡大等支援事業補助金」を創設しました。

### 2. 補助対象者

- (1) 主たる事務所若しくは事業所の所在地が本市にある漁業者、当該漁業者によって構成される2名以上のグループ又は主たる事務所若しくは事業所の所在地が本市にある製造業者であって、市内で生産し、採取し、若しくは加工された水産物を販売する者
- (2) 延岡市税条例（平成4年条例第35号）第3条に規定する市税の滞納がないこと。
- (3) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団関係者に該当しないこと。

### 3. 補助の対象となる事業及び経費

補助対象事業及び経費は以下のとおりです。なお、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日までにを行った補助対象事業に要した経費が補助対象となります。

※補助対象経費は税抜きとなります。

補助対象事業	補助対象経費
販路拡大事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市外における商談会、展示会等の主催者に対して支払った費用のうち、参加負担金、会場使用、ブース装飾及び備品等資材借入に係る費用</li> <li>・市内から目的地までの範囲で、最も合理的な経路及び方法により移動した場合の公共交通機関の運賃及び料金として、補助事業者が支払った費用（ただし、ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は、対象外）、または、市内から最も遠方の目的地までの自動車の燃料費、市内から最も合理的な経路により移動した場合の有料道路通行料として、補助事業者が支払った費用（なお、燃料費及び有料道路通行料の算定方法については別途定める）</li> <li>・宿泊費用として、補助事業者が支払った費用</li> <li>・市長が特に必要と認める費用</li> </ul>
高付加価値化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新商品開発に直接使用し、消費される原料、材料、副資材等の購入に係る費用</li> <li>・新商品開発に直接使用する機材、備品等の購入に係る費用</li> <li>・新商品開発に必要な食品検査等に係る費用</li> <li>・市長が特に必要と認める費用</li> </ul>

プロモーション事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社や自社製品のPRに資する販促物の制作に係る費用（ただし、既存の販促物を複製する経費については対象外）</li> <li>・自社や自社製品のPRに資する動画、ホームページ等の制作に係る費用（ただし、ランニングコストは対象外）</li> <li>・市長が特に必要と認める費用</li> </ul>
設備導入事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産又は販売の拡大に資する器具、装置等の導入に係る費用（ただし、器具、装置等の単純更新は対象外）</li> <li>・市長が特に必要と認める費用</li> </ul>
技能・知識向上事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師の招聘や市外での研修、視察等にかかる、最も合理的な経路及び方法により移動した場合の公共交通機関の運賃及び料金として補助事業者が支払った費用（ただし、ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は、対象外）</li> <li>・講師の招聘や研修、視察等にかかる宿泊費として補助事業者が支払った費用</li> <li>・市外における研修、セミナー、視察等にかかる受講料や入場料の費用</li> <li>・セミナーや研修会を開催するのに必要となる講師謝金</li> <li>・セミナーや研修会を開催するのに必要となる会場使用料</li> <li>・市長が特に必要と認める費用</li> </ul>
知的財産保護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品、技術等に関する法的独占権獲得による保護を行う事業</li> <li>・市長が特に必要と認める費用</li> </ul>
アドバイザー等導入事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営、商品保護等に関する専門家からの助言や相談、指導等を導入する事業</li> <li>・市長が特に必要と認める費用</li> </ul>

なお、申請できる回数については、原則とし予算の範囲内で市長が特に認める場合はこの限りではありません。

#### 4. 補助金額と補助率 ※いずれの事業も予算の範囲内での交付となります。

補助対象事業	補助率・1社あたりの補助上限額	利用回数（1会計年度あたり）
販路拡大事業	補助率：2分の1以内・上限額：15万円 （3分の2以内・上限額：15万円）（※1）	複数回利用可（※2）
高付加価値化事業	補助率：2分の1以内・上限額：10万円 （3分の2以内・上限額：15万円）（※1）	1回
プロモーション事業	補助率：2分の1以内・上限額：10万円	2回（※3）
設備導入事業	補助率：2分の1以内・上限額：10万円	2回（※3）
技能・知識向上事業	補助率：2分の1以内・上限額：5万円	1回

知的財産保護事業	補助率：2分の1以内・上限額：10万円	複数回利用可（※2）
アドバイザー等導入事業	補助率：2分の1以内・上限額：10万円	1回

（※1）漁業者がグループで複合漁業を推進する場合に限りです。

（※2）上限額の15万円までは複数回利用が可能です。ただし、その都度申請書等を提出してください。

（※3）別事業に限りです。

## 5. 申請時に提出する書類

補助金の申請を行う際は、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に下記の書類を添えて、補助対象事業に着手する日の前日までに提出してください。

- （1）事業計画書兼収支予算書（様式第1号）
- （2）経費の積算根拠となる書類の写し（見積等を添付してください）
- （3）市税の完納を証する書類（2週間以内に発行されたもの。個人事業主の場合は個人名義のもの）  
※市外に住所を有する個人又は市外に登記のある法人においては市税の完納を証する書類に代えて本市で生産し、採取し、若しくは加工された水産物である旨を明示して出荷し、又は販売することを誓約する書類（任意様式）又はその実績が分かる書類（延岡産と分かるパッケージ等）を提出してください。

## 6. 実績報告時に提出する書類

補助対象事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（規則様式第5号）に次に掲げる資料を添えて提出してください。

- （1）事業報告書兼収支計算書（様式第2号）
- （2）補助対象経費の領収書その他支出を証する書類
- （3）実施した事業の概要が分かるもの
- （4）その他市長が必要と認める書類

## 7. 注意事項等

- ◆ 申請された事業の全てが補助対象となるわけではありません。
- ◆ 補助を申請する事業が、国、地方公共団体又は公共的団体による補助を受ける予定がある又は現に補助を受けている場合は補助の対象外となります。
- ◆ 補助事業を中止し、又は変更しようとするとき（市長が認める軽微な変更を除く。）は、あらかじめ補助事業中止・変更承認申請書（規則様式第4号）により市長に申請し、承認を受けなければなりません。変更等が生じる可能性がある場合は、事前に水産課へご連絡ください。
- ◆ 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されることがあります。
  - （1）偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
  - （2）補助金等を他の用途に使用したとき。
  - （3）補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - （4）延岡市補助金等の交付に関する規則又はその規則に基づく市長の指示に違反したとき。

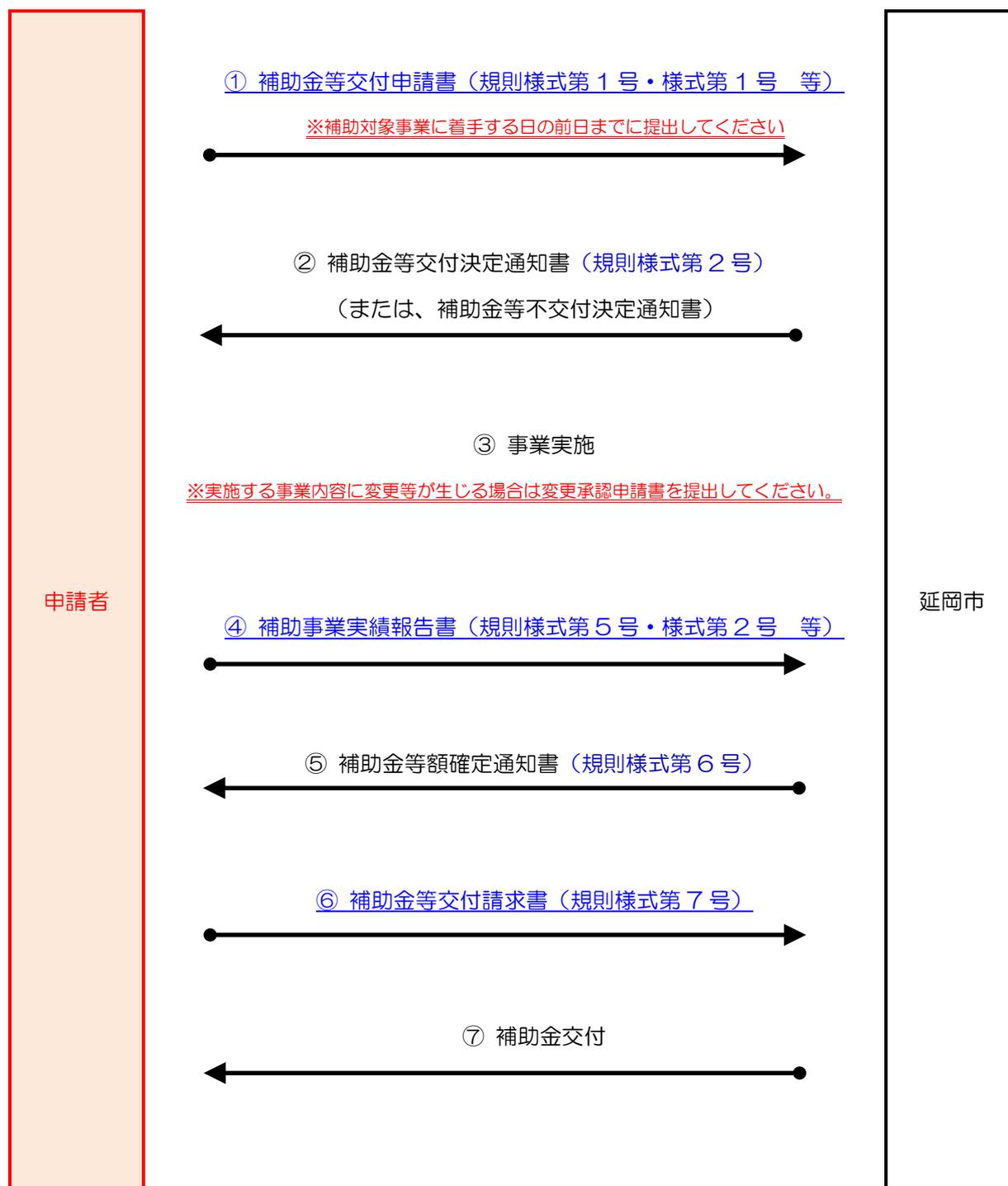
- ◆ 補助事業者は、延岡市補助金等の交付に関する規則の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行ってください（補助金は、他の用途への使用を行うことはできません）。
- ◆ 補助事業者は、補助対象事業に係る収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助対象事業完了後5年間保存しておかなければなりません。
- ◆ 当該補助事業については、社会状況の変化、運用状況、実施効果等を勘案し、必要に応じて事業終了を含めた見直しを行っていきます。

### ◆◆◆「のべおかのさかな」ロゴについて◆◆◆

延岡市水産物産地販売強化推進協議会（事務局：延岡市水産課）では、本市の水産物を販売している店舗やイベント等で延岡産の新鮮な水産物であることを市内外の消費者へPRし、本市の水産物の認知度向上と消費拡大を図るため、「のべおかの魚」ロゴマークを作成しました。本市の水産物の取扱店やイベント等を行う方々は、ぜひ本ロゴマークをご活用ください。お問い合わせは延岡市水産課までお願いいたします。



## 8. 申請から補助金交付までの概要



## 9. 補助事業の申請から請求までに必要な書類等

## 各事業ごとの必要書類一覧（添付書類を含む）

様式内提出物		様式外提出物	
事前	1. 申請書 2. 事業計画書	事前	・見積書のコピー ・市税の完納証明書（市役所納税課にて発行）
事後	3. 実績報告書 4. 事業報告書兼収支計算書 5. 請求書	事後	・納品書 ・領収書 ・請求書 ・写真（制作した販促物や、導入した設備等） ・通帳の写し

## ① 申請時の手順

手順1. エクセルシートの「受付書」を選択し、「申請時に入力」の欄に必要な事項を入力してください。（例1参照）

(R7~)【水産業販路拡大等支援事業】書類一式

例1

【交付申請】以下の必要事項を入力して各シートを印刷してください。

申請時に入力

日付(申請日) (○/○で入力)	令和7年4月1日	補助決定額	50,000円
会社名	株式会社〇〇〇〇	経費の総額	110,000円
代表者名	代表取締役 延岡 太郎	補助対象経費 (税抜、単位不要)	100,000円
郵便番号 (数字のみ)	〒882-0813	開始時期	令和7年4月10日
住所 (自動)	延岡市東本小路	完了予定時期 (○/○で入力)	令和7年5月10日
番地以下	2-1	展示会/商談会名	
補助事業名 (※選択)	設備導入事業	導入予定設備の名称	計量器
補助率	経費の1/2以内、上限10万円		
端数計算	10円未満切り捨て		

すると、申請書、事業計画収支予算書の上部に必要事項が自動で入力されます。(例2、例3)

規則様式第1号(第3条関係)

**例2**

令和7年4月1日

## 補助金等交付申請書

延岡市長 読谷山 洋司 様

住所  
氏名  
延岡市東本小路2-1  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 延岡 太郎

次の事業について補助金等の交付を受けたいので、延岡市補助金等の交付に関する規則第3条第1項の規定に基づいて申請します。

記

1 事業の名称  
水産業販路拡大等支援事業(設備導入事業)

2 補助金等交付申請額  
50,000円

3 事業の目的及び内容  
計量器の導入

4 事業の時期又は完了予定日  
令和7年4月10日 ~ 令和7年5月10日

5 事業に要する経費(うち補助対象経費)  
110,000円 (100,000円)

備考 事業計画書、収支予算書その他必要な書類を添付すること。

様式第1号（第5条関係）

## 事業計画書兼収支予算書（水産業販路拡大等支援補助金）

例3

## 【事業計画書】

株式会社〇〇〇〇

代表者名

代表取締役 延岡 太郎

所在地

〒882-0813

延岡市東本小路2-1

補助対象事業		該当する項目全てに○	備考
①	販路拡大事業		
②	高付加価値化事業		
③	プロモーション事業		
④	設備導入事業	○	
⑤	技能・知識向上事業		
⑥	知的財産保護事業		
⑦	アドバイザー等導入事業		

## 補助対象事業の計画の詳細

今回、〇〇の生産拡大を目指すために、新たに計量器を5台導入する。  
計量器を新たに導入し作業効率を上げることによって、月間の生産量が〇トンから〇トンになると見込まれる。

## 《収入の部》

科目	金額（円）	備考
補助金	50,000円	延岡市 ※10円未満切り捨て
自己負担	60,000円	
合計	110,000円	

## 《支出の部》

計量器	100,000円	
小計	100,000円	※補助対象経費
消費税	10,000円	
合計	110,000円	

手順2. 「事業計画収支予算書」(例3)の点線青枠の部分に、補助対象事業の計画の詳細を入力してください。

手順3. 「事業計画収支予算書」(例3)の黄色枠の部分に、今回支出する項目(枠左)と金額(枠右、単位不要)を入力してください。

手順4. 市税の完納証明書を市役所本庁1階市民課、2階納税課、各総合支所のいずれかで発行していただき、申請書、事業計画収支予算書、見積書のコピーと合わせて、3階水産課までご提出ください。(※申請書、事業計画収支予算書、見積書のコピーはメールでご提出いただいても構いません。)

その後、市から交付決定通知書が届きますので、大切に保管してください。

## ② 実績報告時の手順

手順1. エクセルシートの「受付書」を選択し、「事業終了後に入力」の欄に必要事項を入力してください。(例4参照)

**例4**

【実績報告】以下の必要事項を入力して各シ

事業終了後に入力	
補助金交付決定日 (〇/〇で入力)	令和7年4月5日
文書番号 (数字のみを入力)	延水産第10号
実績報告書作成日 (〇/〇で入力)	令和7年5月15日
領収証の日付 (〇/〇で入力)	令和7年5月10日

自動計算

50,000円

110,000円

100,000円

令和7年4月10日

令和7年5月10日

会名

手順2. 「事業計画収支予算書」(例5)の点線青枠の部分に、実施した事業の詳細を入力してください。

手順3. 「事業計画収支予算書」(例5)の黄色枠の部分に、実際に支出した項目(枠左)と金額(枠右、単位不要)を入力してください。

補助対象事業		該当する項目全てに○	備考
①	販路拡大事業		
②	高付加価値化事業		
③	プロモーション事業		
④	設備導入事業	○	
⑤	技能・知識向上事業		
⑥	知的財産保護事業		
⑦	アドバイザー等導入事業		

実施した事業の詳細(補助対象事業ごとに補助対象経費を明らかにすること)

作業効率を上げるために、計量器を5台導入した。

<<収入の部>>

科目	金額(円)	備考
補助金	5,000円	延岡市 ※10円未満切り捨て
自己負担	5,000円	
合計	10,000円	

<<支出の部>>

計量器	10,000円	
小計	10,000円	※補助対象経費
消費税	1,000円	
合計	11,000円	

上記のとおり相違ありません。  
 令和7年5月15日  
 住 所 延岡市東本小路2-1  
 企業名等 株式会社〇〇〇〇  
 代表者名 代表取締役 延岡 太郎

すると、補助事業実績報告書に必要事項が自動で入力されます。(例6)

規則様式第5号(第12条関係)

令和7年5月15日

## 例6

# 補助事業実績報告書

延岡市長 読谷山 洋司 様

住所 延岡市東本小路2-1  
氏名 株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 延岡 太郎

令和7年4月5日付け延水産第10号で補助金等の交付の決定を受けた水産業販路拡大等支援事業(設備導入事業)について事業が完了しましたので、延岡市補助金等の交付に関する規則第12条第1項の規定に基づいて実績を報告します。

### 記

1 補助金等交付決定額

50,000円

2 事業の目的及び内容

計量器の導入

3 事業の時期又は完了日

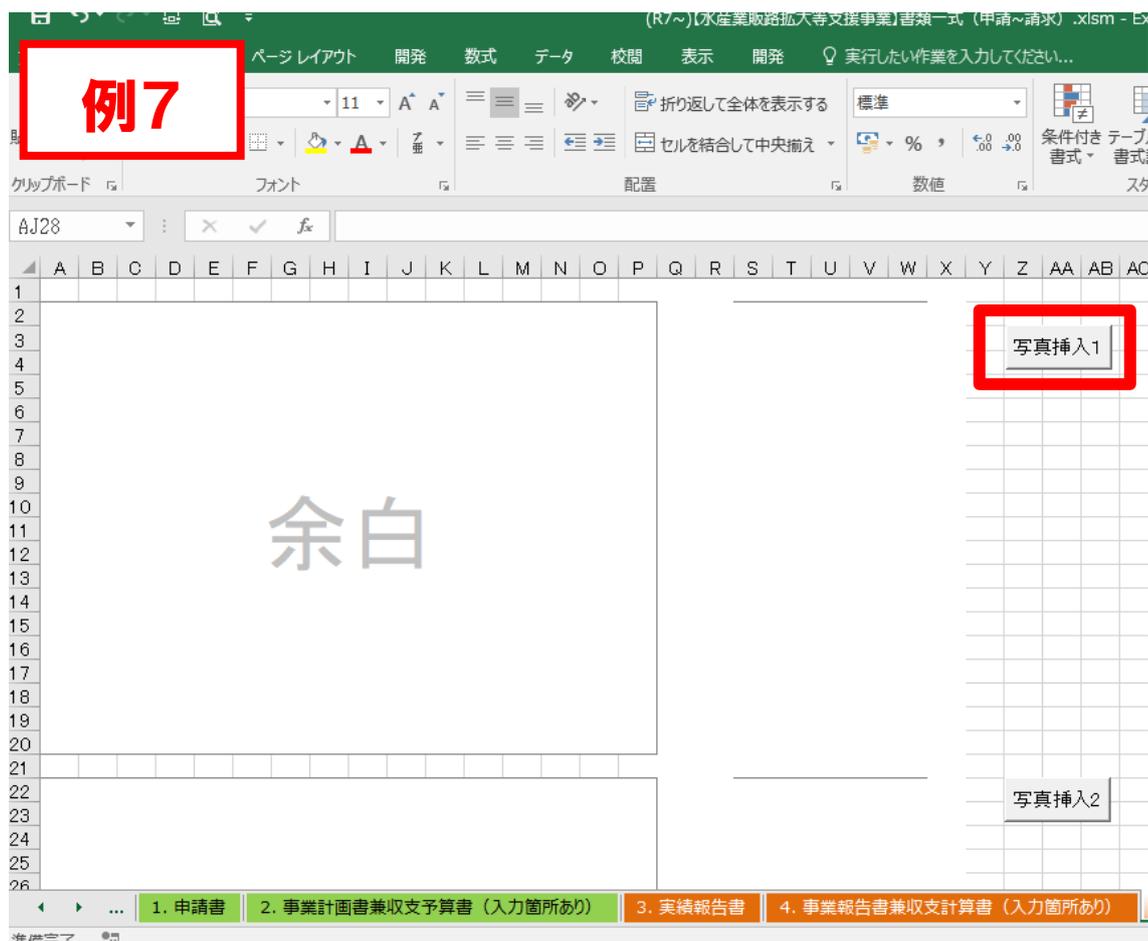
令和7年4月10日 ~ 令和7年5月10日

4 事業に要する経費(うち補助対象経費)

11,000円 (10,000円)

備考 収支計算書、領収書等その他必要な書類を添付すること。

手順4. 「写真（成果物）」（例7）の赤枠の部分（写真挿入1）をクリックしフォルダから写真を選択し挿入する。



※写真のサイズによって、枠からはみ出る場合がございます。  
枠内に収まるよう調整してください。

その後、市から補助金等額確定通知書が届きますので、大切に保管してください。

### ③ 補助金請求時の手順

手順1. エクセルシートの「受付書」を選択し、「額確定通知書受け取り後に入力」の欄に必要事項を入力してください。(例8参照)

-トを印刷してください。

## 例8

額確定通知書受け取り後に入力	
請求書作成日 (〇/〇で入力)	令和7年5月20日
金融機関名 (〇〇銀行)	宮崎銀行
支店名 (〇〇支店)	〇〇支店
口座種別 (※選択)	普通
口座番号	123456
口座名義	株式会社〇〇〇〇 (代表取締役 福岡太郎)
フリガナ	カブシカイクィ〇〇〇〇

すると、補助金等請求書に必要事項が**自動で入力**されます。(例9)

※請求書と一緒に通帳の写しのご提出をお願いします。

規則様式第7号(第15条関係)	
令和7年5月20日	
<b>補助金等請求書</b>	
<b>例9</b>	山 洋司 様
住所 延岡市東本小路2-1 氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 延岡 太郎	
<p>令和7年4月5日付け延水産第10号で補助金等の交付の決定を受けた水産業販路拡大等支援事業(設備導入事業)について事業が完了しましたので、延岡市補助金等の交付に関する規則第15条の規定に基づいて補助金等の交付を請求します。</p>	
記	
1 補助金等の額	5,000円
2 事業の名称	水産業販路拡大等支援事業(設備導入事業)
3 総事業費(うち補助対象経費)	11,000円 (10,000円)
4 着手年月日	令和7年4月10日
5 完了年月日	令和7年5月10日
《振込先口座》	
金融機関名	宮崎銀行 〇〇支店
預金種別	普通
口座番号	123456
フリガナ	ｶﾞ ｼｶﾞ ｲﾂ ﾀ ﾞ ﾞ ﾞ ﾞ
口座名義	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 延岡太郎
※口座番号等が確認できる書類を添付すること。	

## 10. 補助金の振込について

補助金の振込日が確定しましたら、水産課から電話またはメールにてご連絡します。

### ～お問い合わせ先～

延岡市 農林水産部 水産課

TEL : 0982-22-7020

E-mail : [suisan@city.nobeoka.miyazaki.jp](mailto:suisan@city.nobeoka.miyazaki.jp)